

岩運輸第487号

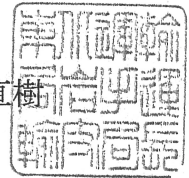
令和3年12月20日

有限会社 新栄観光バス

代表取締役 千葉 稲夫 殿

東北運輸局岩手運輸支局長

大水 直樹



警 告 書

貴社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業の本社営業所の運営実態について、令和3年11月4日及び令和3年11月11日に監査を実施したところ、別紙のとおり、道路運送法等関係法令の規定に違反する事実が認められた。

このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害するとともに、輸送の安全及び旅客の利便の確保が図れないことになるため、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

違反事実及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する 行政処分等の基準」に基づく処分日車数等の算出

(令和3年11月4日及び令和3年11月11日に行った監査時における本社営業所に係る違反)

番号	違反事実 (適用条項)	基準 日車数等	適用
1	<p>輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。 (道路運送法第27条第3項)</p> <p>① 運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)</p> <p>② 特定の運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)</p>	10日車	一部不適切 (実施2/ 3以上) (再違反)
		40日車	一部不適切 (実施1/ 2以上) (再違反)

処分日車数等	50日車※	→	警告
--------	-------	---	----

※ 基準日車数等の合算の結果、処分日車数が50日車以下のため、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」3.(6)を適用し警告とする。なお、違反点数については、2.(1)の適用により、処分日車数等10日車までごとに1点を付すものとする。

備 考

「処分日車数等」については、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成28年11月25日付け公示第67号)3.(2)に定めるところにより算出したものである。